

珠洲市公共事業評価審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、珠洲市公共事業評価審査実施要綱（平成19年珠洲市告示第38号）第3条の規定に基づき設置し、珠洲市公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、評価及び審査を行う事業に関し、提出された評価調書等について審議を行い、市長に対し意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識者及び有識者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会には副委員長を置き、委員長がこれを指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会は、専門的見地からの調査審議を行うため、部会を置くことができる。

4 部会に属すべき委員は、実施事業の内容と委員の専門分野を踏まえ、委員長が指名する。

5 委員会が必要と認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。